

社会福祉法人あすか福祉会定款施行細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人あすか福祉会定款（平成29年7月4日成立。以下「定款」という。）第44条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（評議員選任・解任委員会の会議等）

第2条 評議員選任・解任委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、理事長が招集する。

2 会議の議長は、会議の都度理事長が指名する理事とする。

3 会議は、公開しないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営その他会議に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

5 評議員会の庶務は、事務局において処理する。

（評議員会の会議等）

第3条 評議員会の会議（以下この条において「会議」という。）の議長は、理事長とする。この場合において、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、業務執行理事がその職務を代理する。

2 会議は、公開しないものとする。

3 定款第14条第1項及び第3項の決議において、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営その他会議に関し必要な事項は、理事長が評議員会に諮って定めるものとする。

5 評議員会の庶務は、事務局において処理する。

（理事会の会議等）

第4条 理事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、同条第3項中「第14条第1項及び第3項」とあるのは「第29条第1項」とそれぞれ読み替えるものとする。

（理事長専決事項）

第5条 定款第27条の日常の業務として理事会が定めるもの（以下「理事長専決事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員（施設長等（定款第24条第2項に規定する施設長等をいう。（以下同じ。））を除く。）の任免に関する事。

(2) 職員の労務管理及び福利厚生に関する事。

(3) 次に掲げる債権の放棄若しくは免除又は効力の変更に関する事。

ア 法人（社会福祉法人あすか福祉会をいう。以下同じ。）にとって有利であると認められる債権

イ やむを得ない特別の事由があると認められる債権

(4) 次に掲げる資金の借入れの決定に関する事。

ア 3,000万円以下の長期運営資金

イ 5,000万円以下の短期運営資金

(5) 次に掲げる契約のうち、当該契約の予定額が1,000万円未満であるものの締結に関する事。

ア 工事請負契約

イ 物品購入契約

- ウ 業務又は事業に係る委託契約
 - エ 土地若しくは建物又は物品に係る賃貸借契約
 - オ 設備又は機器に係る保守点検契約又は保安管理契約
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、これらに準ずる契約
- (6) 購入又は発注（以下この号において「購入等」という。）の予定額が50万円以下である物品、材料、業務等の購入等（契約の締結を要しないと認められる購入等に限る。）に関する事。
- (7) 固定資産（次に掲げる固定資産を除く。）のうち、当該固定資産が1,000万円未満であるもの（予定額であるものを含む。）の取得及び改良等のための支出並びに処分に関する事。
- ア 基本財産
 - イ 土地及び建物
 - ウ 補助事業により取得しようとする設備及び物品
 - エ 補助事業により取得した設備及び物品
 - オ 法人の運営に重大な支障又は影響がある固定資産
- (8) 次に掲げる物品の売却又は廃棄に関する事。ただし、法人の運営に重大な支障又は影響がある物品は、この限りでない。
- ア 損傷その他の事由により不要となったもの
 - イ 修理によってもその使用が不能なもの
- (9) 予算で定める予備費の支出に関する事。
- (10) 施設（法人が運営する施設をいう。）の入所者（次号において「入所者」という。）の処遇に関する事。
- (11) 入所者の預り金の管理に関する事。
- (12) 寄附の受入れに係る決定に関する事。ただし、法人の運営に重大な影響があるもの及び寄附の募集は、この限りでない。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる日常の業務に関する事。
- 2 理事長は、前項の規定により専決した事項（軽易若しくは定型的なもの、又は重要でないと認められるものを除く。）について、理事会に報告しなければならない。

（施設長等専決事項）

第6条 施設長等が専決できる事項については、理事長専決事項の範囲内において、理事長が別に定める。

（委任）

第7条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、社会福法人あすか福祉会定款の全部を改正する定款（令和 年 月 日奈良県知事認可）の施行の日から施行する。

（読替規定）

- 2 前項本文に規定する施行の日から同項ただし書に規定する施行の日までの間にあつては、第1条中「第44条」とあるのは、「第43条」と読み替えるものとする。